

計画の概要

1. 住生活基本計画とは

全国計画	「住生活基本法」に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定され、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標や基本的な施策などを定め、目標を達成するために必要な措置を講ずるよう努める。								
都道府県計画	<p>全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（都道府県計画）を定める。</p> <p>■都道府県計画に定める事項</p> <table border="1"> <tr> <td>1.計画期間</td> <td>5.公営住宅の供給の目標量</td> </tr> <tr> <td>2.基本的な方針</td> <td>6.住宅地の供給を重点的に図るべき地域</td> </tr> <tr> <td>3.目標</td> <td>7.施策を推進するために必要な事項</td> </tr> <tr> <td>4.施策</td> <td></td> </tr> </table>	1.計画期間	5.公営住宅の供給の目標量	2.基本的な方針	6.住宅地の供給を重点的に図るべき地域	3.目標	7.施策を推進するために必要な事項	4.施策	
1.計画期間	5.公営住宅の供給の目標量								
2.基本的な方針	6.住宅地の供給を重点的に図るべき地域								
3.目標	7.施策を推進するために必要な事項								
4.施策									
市町村計画	任意であるが「国及び地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、市町村の地域特性に応じた住宅政策を展開するために、計画策定が望まれる。								

(1) 国では

住生活基本計画(全国計画) 平成18年9月策定以後、5年ごとに見直し
 現行の計画策定（令和3年3月）⇒ 令和8年3月 次期計画閣議決定

(2) 千葉県では

千葉県住生活基本計画 平成19年3月策定以後、5年ごとに見直し
 現行の第4次計画策定（令和4年11月）⇒ 令和9年3月 第5次計画策定予定

(3) 市町村では

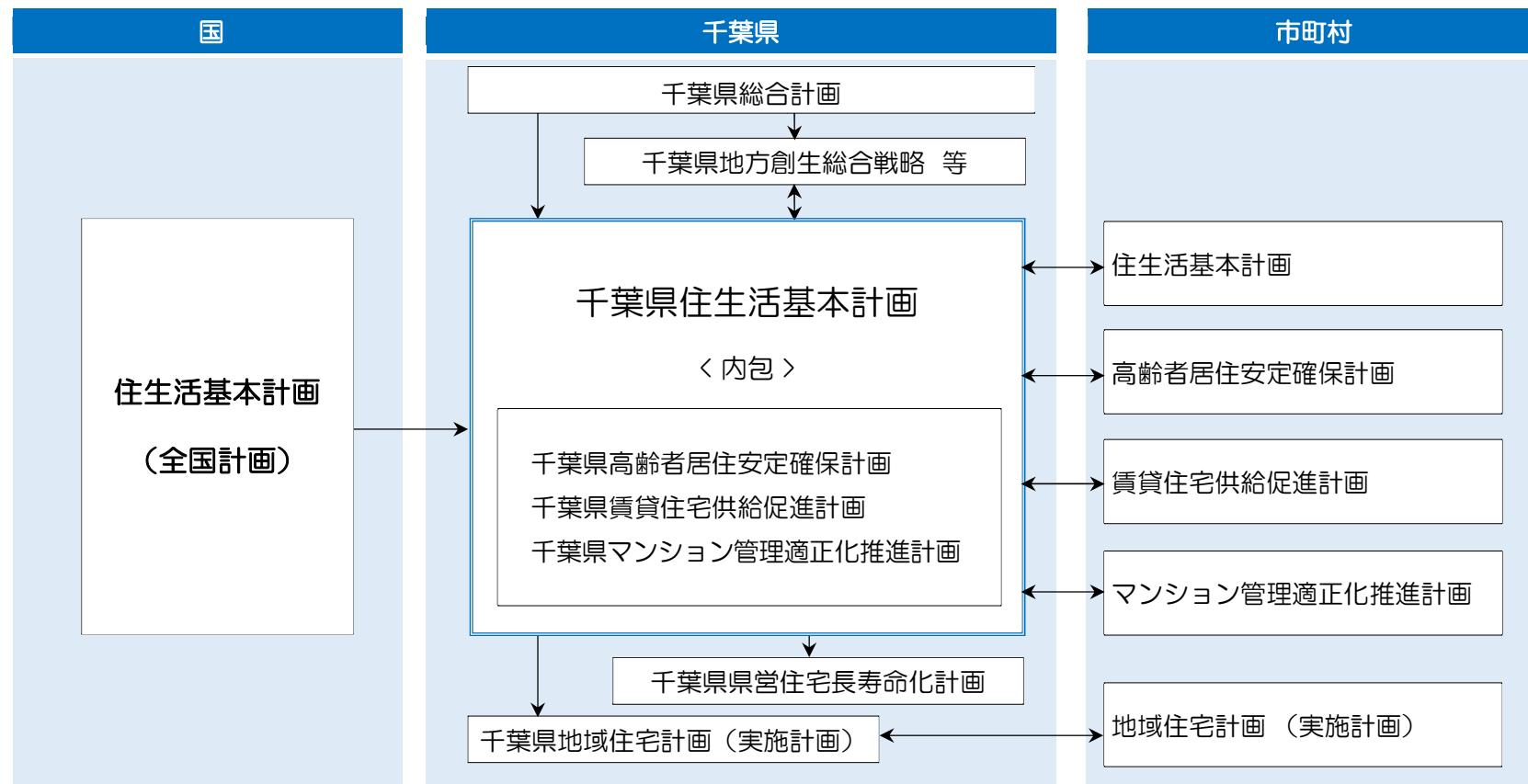
千葉県37市、16町、1村のうち、14市で策定済み。

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、
 習志野市、柏市、流山市、八千代市、浦安市、四街道市、印西市

2. 「千葉県住生活基本計画」の位置付け

千葉県住生活基本計画は、第4次計画より、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「千葉県高齢者居住安定確保計画」、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「千葉県賃貸住宅供給促進計画」、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく「千葉県マンション管理適正化推進計画」を包含。

マンション管理適正化推進計画は、市が作成し、町村部においては県が作成することとされている。



包含する計画で定める事項

都道府県高齢者居住安定確保計画 【高齢者住まい法(第4条第2項)】	都道府県賃貸住宅供給促進計画 【住宅セーフティネット法(第5条第2項)】	都道府県マンション管理適正化推進計画 【マンション管理適正化法(第3条第2項)】
○当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標	○当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標	○当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標
○高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項	○住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項	○当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために当該都道府県等が講ずる措置に関する事項
○高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項	○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項	○当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項
○高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項	○住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項	○当該都道府県等の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項
○老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項		○マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項
○計画期間	○計画期間	○計画期間
○その他、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする	○その他、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項を記載するよう努めるものとする。	○その他当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項